

平成26年4月7日  
道 路 局

## 道路の点検基準等（5年に1回の頻度、近接目視等）を定める 省令案等に関するパブリックコメントの結果について

国土交通省では、平成26年2月27日から同年3月28日まで、「道路法施行規則の一部を改正する省令案等」に関するパブリックコメントを実施し、広く国民の皆様からご意見の募集を行った結果、91件（地方公共団体関係78件/その他13件）のご意見が寄せられました。

お寄せいただいたご意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を別紙のとおりまとめましたので公表いたします。

皆様のご協力を深く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

### 【省令・告示の概要】

道路法施行令第35条の2第2項の規定に基づき、道路法施行規則において、道路の維持・修繕に関する具体的な基準等を定めるもの。

- ・ 橋梁（約70万橋）・トンネル（約1万本）等は、国が定める統一的な基準により、5年に1回の頻度で、近接目視により点検を行うことを基本とすること
- ・ 点検、診断の結果等について、記録・保存すること
- ・ 統一的な尺度で健全性の診断結果を分類すること

### ○問い合わせ先：

道路局 国道・防災課 道路保全企画室 課長補佐 寺沢

代表：03-5253-8111（内線 37852）直通：03-5253-8494 FAX：03-5253-1620

道路局 路政課 企画専門官 高田

代表：03-5253-8111（内線 37332）直通：03-5253-8480 FAX：03-5253-1616

○パブリックコメントの実施結果(道路法施行規則の一部改正)

【別紙】

提出意見の概要	件数	国土交通省の考え方
○財政支援をお願いしたい。(補助率の嵩上げ、補助制度の創設 等)	74件	○現在、社会資本整備審議会(道路分科会 基本政策部会)などにおいて、具体的な支援について、議論いただいております。今後、これらの結果も踏まえつつ、支援策等について検討していきたいと考えています。
○社会資本整備事業等の補助事業の補助対象範囲として臨時職員等の賃金及び需用費等を利用できるように配慮願いたい。	1件	
○専門技術者等の派遣等、体制の支援をお願いしたい。	38件	
○人材育成等、国において点検等の研修体制の整備をお願いしたい。	17件	
○資格取得制度の創設を願いたい。	5件	
○国又は県による点検・修繕の代行制度の創設を願いたい。	4件	
○跨道橋について、国道等を跨ぐもの及び鉄道事業者との関係において技術支援を願いたい。	4件	
○国による点検等履歴等の管理ソフト(DB化)の創設を願いたい。	2件	
○全国的に同レベルの修繕等が行われるよう、点検結果及び点検内容に基づく修繕工法についての定量的な指針、歩掛策定等を願いたい。	7件	
○点検車等の無償貸出等の支援をお願いしたい。	1件	
○メンテナンスに関する総合的な相談窓口の設置をお願いしたい。	1件	
○省令の施行後、都道府県単位での一括調査等、必要な対策を願いたい。	1件	
○点検を行う者として相応しい技術者を有するコンサルがどの程度あるか教えていただきたい。また、業界へ情報提供を行っていただき点検業務の体制強化や積極的な入札参加を促していただきたい。	1件	
○地域の实情に応じた弾力的な取扱いを可能とする規定、点検頻度を緩和する規定にいただきたい。 ○「近接目視により」を「、近接目視等により」に修正していただきたい。	11件	○原則的に守っていただく必要があると考えており、規定については原案どおりとしたいと考えます。
○近接目視による点検対象を絞り(路線や区間を絞ったり、天井板のあるトンネルなどの重要施設等に限定する等)対象を明示していただきたい。 ○「施設若しくは工作物又は道路の附属物のうち、…異状が生じた場合に道路の構造又は交通に大きな支障を及ぼすおそれのあるもの」如何。	7件	○点検対象は、橋、トンネル、大型の構造物(横断歩道橋、門型標識注、シェッド等)を想定しており、その全てを対象と考えています。

提出意見の概要	件数	国土交通省の考え方
○道路法施行令第35条の2第1項第3号(異状があることを把握したときに講ずる措置)についても、省令で具体的に定めていただきたい。	1件	○必要な措置の内容は様々であり、今回の省令の規定の対象外としています。
○竣工図書、完成図書等についても、利用期間中は保存・記録することとすべき。(何を保存するのか明確にしていきたい。)	3件	○修繕工事等の措置の竣工図書、完成図書等については、記録・保存の対象になると考えます。
○診断を行う者について規定していただきたい。	1件	○点検と診断は一連の行為であるため、診断を行う者についても「必要な知識及び技能を有する者」である必要があります。
○施行日について、検討いただきたい。(準備期間の確保)	3件	○道路構造物の老朽化が急速に進んでおり、早急に本格的なメンテナンス体制を構築し、維持修繕等に取り組んでいくことが必要であり、施行日は予定どおりとします。
○「必要な知識及び技能を有する者」如何。	3件	○当面は、相応の資格や実務経験を有すること等を要件とすることを考えています。
○現行の橋梁長寿命化修繕計画との整合性、位置付けを明確にしていきたい。	3件	○今後、検討します。
○トンネル等の診断結果の分類に関する告示の区分や状態について、これまでの診断区分との整合関係を明らかにするとともに、より具体的かつ詳細な技術的助言を明確にしていきたい。	1件	
○市独自のマニュアルで、現行、一般的な健全度評価を5段階で行っているため、4段階になった場合の移行作業方法の明確化を提示願いたい。	1件	
○市道と国道等との立体交差における橋梁やボックスカルバート等の道路施設の管理については、道路施設を含めて道路を形成する道路管理者が担うべきと考えられ、統一的な見解をお示しいただきたい。	1件	○当該道路(施設)の道路管理者が管理するのが原則になります。
○遠望目視から近接目視点検への移行に伴い、財源及び実務に必要な移行期間が必要である。例えば、平成26年7月1日以降の遠望目視点検の扱いを周知すべき。	1件	○原則的に近接目視で行っていただく必要があると考えています。
○財源確保に関して、構造物に対する影響の大きさに応じて原因者に負担を求めべきではないか。	1件	○今後の参考とさせていただきます。

※類似のご意見や1件に複数の内容が含まれるご意見について整理した上で掲載しております。